

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月二十六日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和五年六月に支給する勤勉手当の成績率に関する特例措置）

3 令和五年六月に支給する勤勉手当に関する第二十八条第一項第三号の規定の適用については、同号中「百分の九十七」とあるのは「百分の百」とし、「百分の百十七」とあるのは「百分の百二十」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。